

令和7年度
大曲庁舎駐車場を活用した
食品の移動販売事業者の募集実施要領

令和7年3月14日 策定

総務部財産活用課

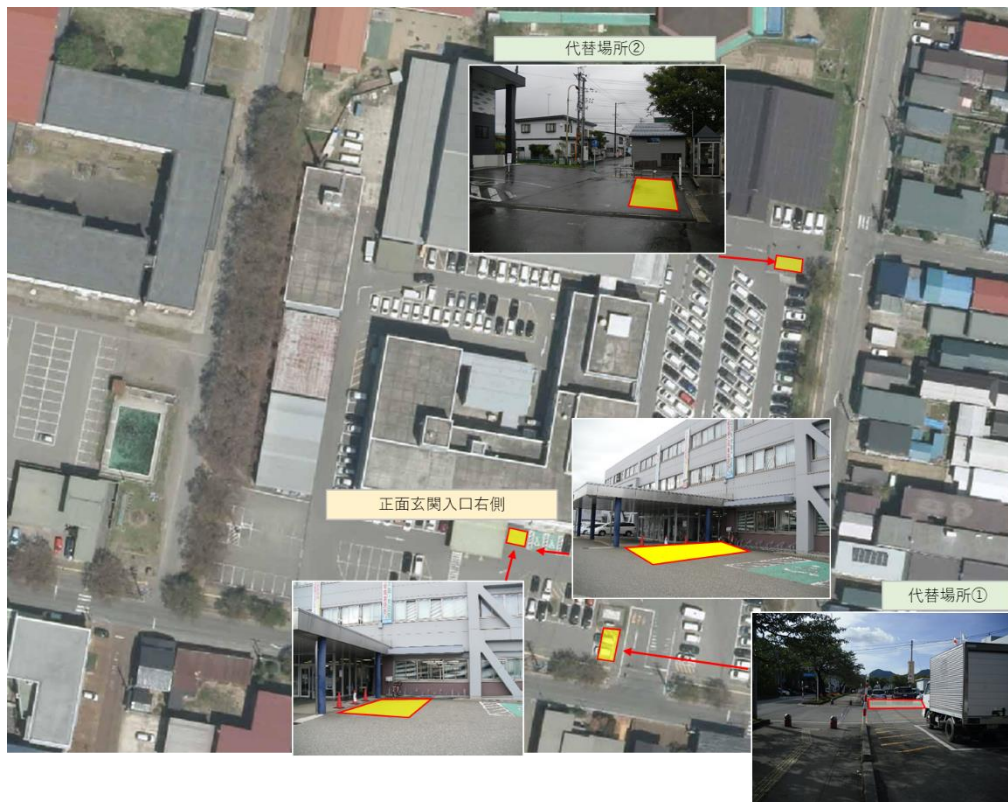
1. 目的

大曲庁舎駐車場の余剰スペースを利活用することで、庁舎利用者のサービス向上や民間事業者の販売機会増加を図る。

2. 実施概要について

(1) 実施場所

大曲庁舎 正面玄関入口右側



※状況に応じて、いずれかの代替場所に移動していただく場合があります。

(2) 内容

食品の移動販売事業者の募集を行い、当該場所の貸付契約を締結するもの。

(3) 出店対象とする業種

原則、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条で定める34業種のうち、「飲食店営業」に該当する者とする。ただし、日数に空きがある場合は、飲食店営業以外の業種でも出店可とする。

(4) 出店数及び規模など

出店数は1区画1日1店とし、1店当たりの設置面積は15㎡以内とする。

(5) 実施期間及び時間

- 実施期間 令和7年4月1日(火) ～ 令和8年3月31日(火)
土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く火曜・水曜・木曜の週3日
①第1期: 4月1日(火) ～ 6月26日(木)
②第2期: 7月1日(水) ～ 9月30日(火)
③第3期: 10月1日(水) ～ 12月25日(木)
④第4期: 1月6日(火) ～ 3月31日(火)
- 実施時間 午前11時00分 ～ 午後1時30分
※実施時間は、午後1時30分までとしますが、希望により相談に応じます。

(6) 貸付料について

貸付料は1日当たり1,100円(税込)とする。出店者の決定後、出店回数に応じた貸付契約を締結するので、市が発行する納付書で納付すること。
※出店者が当日急遽出店できなくなった場合、納付した貸付料は返還できません。ただし、市の事由により出店できない場合については、当該回数分の貸付料を返還する場合がありますが、営業補償等はいりません。

3. 応募資格

応募できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす個人または法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 大仙市暴力団排除条例(平成24年条例第16号)に規定する暴力団若しくは暴力団員等または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 大仙市税の滞納がない者であること。
- (4) 大仙市内において、営業を行うために必要な許可及び資格を有する者であること。
- (5) 生産物賠償責任保険(PL保険)に加入している者であること。

4. 出店上の条件等

(1) 出店上の条件について

- ①移動販売所の意匠や販売員の服装が、設置場所と著しく不調和でないこと。
- ②酒類の販売は行わないこと。
- ③営業に必要な設備等は、出店者が自ら用意すること。
- ④庁舎利用者及び近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音、振動、煙、異臭等に十分配慮すること。
- ⑤上述の観点から、原則、発電機の使用を禁止とし、大曲庁舎正面玄関入口右側にある外付のコンセント(2口 計1,500w)を使用すること。



※外付コンセント設置箇所

⑥出店による事故や苦情等のトラブルは出店者の責任において処理すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかに市へ報告すること。

(2) 出店日数及び営業時間について

- ①出店日数は、申込書の記載の出店可能日数に達するように努力すること。
- ②雨天等により、やむを得ず出店を中止または営業時間を極端に短くする場合は、必ず事前に市に報告すること。

(3) 周辺の美化について

- ①出店者は、移動販売所及びその周辺を適宜清掃し周辺の美化に努めること。
- ②出店者は、必ずゴミ箱を移動販売所の直近の見やすい場所に設置し、排出されたごみは出店者が持ち帰り、適正に処理すること。
- ③出店により生じた排水は、周辺に流さず出展者が持ち帰り、適正に処分すること。

(4) 移動販売車の侵入及び退出について

- ①駐車場内を移動販売車で走行する際は、庁舎利用者を最優先とし、徐行やハザードランプを点灯させるなど、安全運転に努めること。
- ②移動販売車は、指定された場所以外に駐車しないこと。また、営業終了後は後片付けの上、速やかに退出すること。

5. 今後のスケジュール

1	実施要領の公表	令和7年3月14日（金）
2	応募書類の提出期限	【第1期】令和7年 3月24日（月） 【第2期】令和7年 6月13日（金） 【第3期】令和7年 9月19日（金） 【第4期】令和7年12月12日（金）
3	出店者の決定・ 出店日等の調整	【第1期】令和7年 3月末 【第2期】令和7年 6月中旬～下旬 【第3期】令和7年 9月中旬～下旬 【第4期】令和7年12月中旬～下旬
4	実施期間	【第1期】令和7年4月1日（火） ～ 令和7年6月26日（木） 【第2期】令和7年7月1日（水） ～ 令和7年9月30日（火） 【第3期】令和7年10月1日（水） ～ 令和7年12月25日（木） 【第4期】令和8年1月6日（火） ～ 令和8年3月31日（火）

6. 具体的な内容等

（1）実施要領の公表

実施要領等を市のホームページにて公表する。

（大仙市ホームページ <https://www.city.daisen.lg.jp>）

（2）応募書類等について

出店を希望する場合は、「（様式1）申込書」及び「（様式2）誓約書」に必要事項を記入し、必要書類一式を一般書留または簡易書留（他に同等の機能を有する方法）で郵送もしくは持参すること。

①必要書類

- ・（様式1）申込書・・・1部
- ・（様式2）誓約書・・・1部
- ・営業許可書の写し（県内の保健所長から受けたもの）・・・1部
- ・食品衛生責任者証またはそれに代わる資格証の写し・・・1部
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）等の証書の写し・・・1部

②提出期限 ※期ごとに提出していただきます

【第1期】令和7年 3月24日（月）17時 必着

【第2期】令和7年 6月13日（金）17時 必着

【第3期】令和7年 9月19日（金）17時 必着

【第4期】令和7年12月12日（金）17時 必着

③提出先

〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号 総務部財産活用課

(3) 出店者の決定・出店日等の調整

提出された書類をもとに、「3. 応募資格」の適否や「4. 出店上の条件等」に照らし審査を行い、出店者を決定する。

なお、各出店者間で出店希望日の重複があった場合は、協議のうえ出店日を調整する。

7. その他

○本事業は、市の事由等により前倒しで終了する場合がありますので、予めご了承ください。その際は事前にご連絡いたします。

○実施期間終了後は、売上状況等を報告していただきます。

○今回実施曜日に設定していない「月曜日」と「金曜日」につきまして、今後出店を希望する者がいる場合は、原則、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条で定める34業種のうち、飲食店営業に該当しない事業者とします。

なお、これにつきましても、「2. 実施概要について」の（6）に定める貸付料を納付していただきます。

8. 問い合わせ先

〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号

大仙市総務部財産活用課 大坂

TEL：0187-63-1111（内線283）

FAX：0187-63-1119

メール：zaikatsu@city.daisen.lg.jp